

大学ポートレートステークホルダー・ボード委員名簿 (案)

(任期：令和6年9月30日迄)

- | | |
|--------------|---|
| 大 山 敏 | 全国高等学校長協会常務理事・大学入試対策委員長、
東京都立豊島高等学校長 |
| 岡 本 真 治 | 旭化成株式会社人事部キャリア開発室室長 |
| ○ 小 林 浩 | 株式会社リクルート リクルート進学総研所長、カレッジ
マネジメント編集長 |
| 近 藤 治 | 学校法人河合塾教育研究開発本部主席研究員 |
| ◎ 杉 谷 祐美子 | 青山学院大学教育人間科学部教授 |
| 田名部 智 之 | 一般社団法人全国高等学校 PTA 連合会副会長 |
| 鳥 居 朋 子 | 立命館大学教育開発推進機構教授 |
| <u>林 達 也</u> | 東京都高等学校進路指導協議会会長、東京都立八王子拓
真高等学校長 |

(50音順、敬称略 ◎：主査、○：主査代理)

(参考)

大学ポートレートステークホルダー・ボード設置要項（抜粋）

（目的）

第2条 ステークホルダー・ボードは、大学ポートレート運営会議（以下「運営会議」という。）において大学ポートレートの運営の改善に向けた議論をするに当たり、運営会議に対しステークホルダーの立場から意見又は評価を述べる。

（組織）

第3条 ステークホルダー・ボードの委員は8名以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 高等学校等の学校関係者
- 二 産業界関係者
- 三 大学における教育情報の公表・活用等に関し識見を有する者

- 2 委員は、運営会議の意見を聴いて、運営会議の議長（以下、「議長」という。）が指名する。
- 3 委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。

（主査等）

第4条 ステークホルダー・ボードに主査を置き、議長が指名する。

- 2 主査は、ステークホルダー・ボードで出された意見又は評価を運営会議に報告する。
- 3 ステークホルダー・ボードに主査代理を置き、委員のうちから主査が指名する。
- 4 主査代理は主査を補佐し、主査に事故があるときは、その職務を代理する。

（議事）

第5条 ステークホルダー・ボードは、運営会議の求めに応じて主査が招集し意見又は評価を述べる。

- 2 主査は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 ステークホルダー・ボードは、原則として公開とする。